

## 平成25年第4回本巢市議会定例会議事日程（第1号）

平成25年8月19日（月曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 諸般の報告  
日程第4 報告第13号 平成24年度本巢市一般会計継続費精算報告書について  
日程第5 議案第49号 本巢市税条例の一部を改正する条例について  
日程第6 議案第50号 本巢市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第7 議案第51号 本巢市子ども・子育て会議条例について  
日程第8 議案第52号 本巢市水道事業給水条例の一部を改正する条例について  
日程第9 議案第53号 工事請負契約の締結について（防災行政無線同報系本巢地域デジタル化整備工事）  
日程第10 議案第54号 損害賠償に係る調停及び損害賠償の額を定めることについて  
日程第11 議案第55号 平成25年度本巢市一般会計補正予算（第2号）について  
日程第12 認定第1号 平成24年度本巢市一般会計歳入歳出決算について  
日程第13 認定第2号 平成24年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について  
日程第14 認定第3号 平成24年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について  
日程第15 認定第4号 平成24年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算について  
日程第16 認定第5号 平成24年度本巢市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について  
日程第17 認定第6号 平成24年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算について  
日程第18 認定第7号 平成24年度本巢市水道事業会計決算について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（18名）

1番	江崎達己	2番	鏑本規之
3番	黒田芳弘	4番	舩渡洋子
5番	白井悦子	6番	高田文一
7番	高橋勝美	8番	安藤重夫
9番	道下和茂	10番	中村重光
11番	村瀬明義	12番	若原敏郎
13番	瀬川治男	14番	後藤壽太郎
15番	上谷政明	16番	大西徳三郎
17番	遠山利美	18番	鵜飼静雄

---

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市 長	藤 原 勉	副 市 長	青 木 一 也
教 育 長	白 木 裕 治	総 務 部 長	川 村 登志幸
企 画 部 長	石 川 博 紀	市 民 環 境 部 長	山 田 敏 晴
健 康 福 祉 部 長	林 正 男	産 業 建 設 部 長	大 熊 秀 敏
林 政 部 長 兼 根 尾 総 合 支 所 長	洞 口 義 明	上 下 水 道 部 長	杉 山 敏 郎
教 育 委 員 会 事 務 局 長	高 橋 卓 郎	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	村 瀬 敏 勝
代 表 監 査 委 員	三 田 村 晃 司		

---

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長	安 藤 正 和	議 会 書 記	杉 山 昭 彦
議 会 書 記	山 本 憲		

---

### 開会の宣告

議長（後藤壽太郎君）

ただいまから平成25年第4回本巢市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は18人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（後藤壽太郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号5番 臼井悦子君と6番 高田文一君を指名いたします。

### 日程第2 会期の決定

議長（後藤壽太郎君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月5日までの18日間とし、8月20日、22日から27日、30日から9月4日までを休会にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から9月5日までの18日間とし、8月20日、22日から27日、30日から9月4日までを休会とすることに決定をいたしました。

### 日程第3 諸般の報告

議長（後藤壽太郎君）

日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、私より報告をいたします。

それでは、出席しました会議につきまして報告をさせていただきます。

6月13日、本巢消防本部において平成25年第2回本巢市消防事務組合議会臨時会が会期を1日として開催されました。

議案は、消防ポンプ車の購入に係る売買契約の締結についての1件で、管理者から提案説明があり、審議の結果、原案のとおり可決されました。

7月2日、岐阜市において第270回岐阜県市議会議長会議が開催され、高田副議長と出席をいたしましたので報告をいたします。

初めに会務報告があり、議案の審議に入りました。歴史まちづくりの推進に係る財政支援補助制

度新設の要望についてのほか4件の要望議案があり、全て原案のとおり採択されました。

続いて、市議会議長会の平成24年度会計の歳入歳出決算認定、同じく慶弔基金会計の歳入歳出決算認定について提案説明があり、原案のとおり承認されました。

次期開催については、平成26年2月ごろ、大垣市において開催することに決定しました。

会議終了後、開催地の細江岐阜市長による1時間ほどの講演があり、閉会をいたしております。

その他、7月から8月上旬にかけて、国道・県道に関連した各種期成同盟会等の総会が開催され、出席しております。

内容については、それぞれが平成24年度の会計決算報告、平成25年度の予算について、さらには道路の早期整備要望等の決議でありました。

総会等の資料をごらんになりたい方につきましては議会事務局に保管してありますので申し出てください。以上で報告を終わります。

続きまして、議会だより編集特別委員会の報告を委員長にお願いをします。

議会だより編集特別委員会委員長 鵜飼静雄君。

議会だより編集特別委員会委員長（鵜飼静雄君）

それでは、議会だより編集特別委員会から報告をいたします。

議会だより第39号につきましては、8月1日付で発行し、既に市内の各家庭に配布されているところであります。掲載内容につきましては、5月9日に開かれました第2回臨時会と6月に開かれました第3回定例会が主なものとなっています。表紙には、市内各中学校の生徒によるボランティア活動の様子を掲載しました。2ページからは、定例会で可決された意見書、議決された議案、一般質問、議員活動日誌、委員会報告、審議結果及び各議員の表決の順に掲載し、最終ページには、「文殊山の会」について掲載しました。「文殊山の会」は、議会だよりに掲載してあるとおり、文殊の森公園から大平山一帯について、戦国時代のとりでの跡や古墳など多くの文化財があります。そういったところを多くの市民に歩いてもらえるようハイキングコースの整備を進めようということと運動をされている団体であります。

今回は、平成25年6月27日、7月2日、10日、17日の計4回委員会を開催しました。

次回の議会だよりについては、11月1日発行予定で、私たちの任期後の発行になりますが、中身については今定例会の内容を現在の編集委員で作成し、新しい委員へ引き継ぎたいと考えています。

以上、議会だより編集特別委員会からの報告とします。

議長（後藤壽太郎君）

次に、もとす広域連合議会の報告をお願いします。

11番 村瀬明義君。

11番（村瀬明義君）

もとす広域連合議会から報告をいたします。

平成25年第2回もとす広域連合議会臨時会が、会期を7月1日の1日限りとして、本巣市役所本庁舎3階議場で開催されました。

臨時会に提出された議案は、専決処分の承認 1 件、広域計画の変更 1 件、条例の一部改正 3 件、補正予算 1 件の計 6 件でした。

専決処分の承認は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）の施行に伴い、もとす広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する専決処分の承認を求めるものでした。

もとす広域連合広域計画（第3期）の変更は、もとす広域連合規約の一部が変更されたことに伴い、所要の変更を行うものでした。

条例の一部改正のもとす広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を創設するものであり、もとす広域連合介護保険条例の一部を改正する条例について及びもとす広域連合督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例については、地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）の公布に伴い、延滞金の割合の見直しが行われたため、所要の改正を行うものでした。

平成25年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第1号）については、特別養護老人ホームの空調設備を修理するため、当初の歳入歳出予算に250万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ9億940万円とするものでした。

6 件の議案について、それぞれ慎重に審査し、採決しましたが、全ての議案が全会一致で可決されました。

以上、報告させていただきます。なお、会議等の資料をごらんになりたい方は議会事務局に保管してありますので申し出てください。

以上、終わります。

議長（後藤壽太郎君）

次に、市長から行政報告をお願いします。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、行政報告を申し上げます。

初めに、東海環状自動車道西回りルートの整備状況につきまして御報告を申し上げます。

東海環状自動車道西回りルートの整備につきましては、平成32年度の全線開通に向け、整備の足音も日に日に大きくなってまいりました。一足先に大垣西インターチェンジから養老ジャンクションの間の約6キロが昨年の9月に開通いたしておりますが、大垣西インターチェンジから（仮称）大野神戸インターチェンジ間、また、お隣の山県市のエリアでも高架橋の工事が始まり、巨大な橋脚が姿をあらわしてきたところでございます。

現在の本巢市内の状況につきまして御報告申し上げますと、用地の取得に向けた手続きが着々と進んでおりまして、7月の上旬には真正公民館並びに糸貫分庁舎におきまして、農地の地権者の方を対象に個々の取得面積や単価につきまして御説明を申し上げますとともに御提示をいたし、その後、今月の7日と8日の両日、糸貫分庁舎におきまして個々に用地買収の契約をいただいたところでございます。

この両日におきまして、契約が完了いたしましたのは約10億を切るぐらいの金額でございますけれども、全体の約2割の方が当日契約をしていただきました。そして、当日都合が悪かった方につきましては、改めて契約にお伺いするとともに、引き続き取得交渉をしていこうというふうになっております。

また、宅地部分の取得につきましては、9月以降にそれぞれ地権者の方の御家庭を訪問し、買収面積や単価、さらには補償物件について御説明を申し上げ、後日改めてお伺いし、契約させていただく予定となっております。

今回の用地取得のための契約業務につきましては、国から委託を受けております岐阜県土地開発公社と一般社団法人中部地域づくり協会、さらには民間の業者が主に行っておりますが、市といたしましても用地取得業務が円滑に進捗しますよう協力をいたしているところでございます。

今後の予定といたしましては、国土交通省岐阜国道事務所によりますと、本市域内の用地取得、補償業務につきましては、平成27年度までの完了を目指しますとともに、平成26年度より御理解が得られた場所から工事に入っていく予定とお聞きをいたしております。また、休憩施設につきましては、糸貫地域の随原及び早野地内に設置する計画で、現在、順次手続が進められている状況でございます。

いずれにいたしましても、早期にこの東海環状自動車の整備が完了いたしますように、必要に応じて市の支援体制を強化するなど万全を期してまいりたいと考えております。

次に、樽見鉄道の経営状況につきまして御報告を申し上げます。

樽見鉄道への支援につきましては、ことし2月8日に開催されました樽見鉄道連絡協議会臨時総会におきまして、今年度の沿線市町による支援額を固定資産税相当分の補助を除きまして5市町合わせて9,500万円とすることが決定されているところでございます。このような状況の中、6月25日に平成25年度の樽見鉄道株式会社の株主総会が開催され、平成24年度における樽見鉄道株式会社の経営状況の報告がございました。

報告によりますと、営業収益では、通勤・通学定期利用者がいずれも前年を上回りますとともに、モレラ岐阜のリニューアルオープンに伴いますモレラ岐阜駅の乗降客が大幅に増加したことによりまして、前年度比5.1%増の1億5,194万232円となり、収益の合計は1億6,461万3,861円となりました。人件費や修繕費などの経費の合計は2億3,868万316円で、収益から経費を差し引いた経常損益はマイナス7,406万6,455円の赤字となっております。この赤字を補填するための沿線5市町による補助金などの特別利益1億3,433万8,226円を加えますと、当期利益は前年度より約337万6,396円増の2,019万3,474円となり、前年度に引き続き収支の改善があらわれた決算となっております。しかしながら、樽見鉄道の経営状況は沿線市町や国・県からの1億3,000万円を超える多額の補助金に大きく依存している状況に加えまして、モレラ岐阜のリニューアルという特別な要因に支えられたものであり、依然として厳しい状況でございます。

今後も集客増を図る取り組みをより強化するなど、一層の経営努力が必要であると考えているところでございます。

次に、市民の安全・安心を守るために今年度計画をいたしております新規事業につきまして、現在の取り組み状況を御報告申し上げます。

まず、地域見守りネットワーク事業についてでございます。この地域見守りネットワーク事業につきましては、従来の福祉協力員によります地域見守り活動事業をより強化するために、新たに日々訪問を主としております事業所などに御協力をいただき、地域見守りネットワークを構築し、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみでお住まいの世帯における異常、具体的には、郵便物や新聞がたまっているとか、同じ洗濯物が干したままになっているとか、窓ガラスが割れているといった異常を見つけたときに、市役所等へ通報をしていただくことによりまして高齢者等の見守り活動を強化するものでございます。

先月29日には、御協力いただく予定の事業者の方々に御出席いただきまして、事業の内容を御説明申し上げ、今月の27日にそれぞれ協定を締結する予定となっております。事業所の形態では、新聞配達、郵便配達、電気・ガス・水道の検針、飲み物の配達、金融機関などございまして、現時点では20の事業所に御協力をいただく予定でございます。これによりまして、本業市の新たな見守り体制がスタートしていくものと期待しているところでございます。

次に、幼稚園・幼児園並びに保育園の保護者向けメール配信システム導入事業についてでございます。この保護者向けメール配信システムにつきましては、既に市内の小・中学校で導入いたしておりますが、幼稚園・幼児園並びに保育園に導入することによりまして、不審者の情報や悪天候等によるお迎えのお願いなどの重要でかつ緊急的な情報を、保護者の皆様により正確に、より早くお届けできるものでございます。このたび保護者の皆様の御協力によりまして、市内の全園で97.4%の保護者の方の登録が完了したところでございます。残りの2.6%の方につきましては、諸事情により登録はできない方でございますけれども、そのような方につきましては従来どおり電話連絡等により情報の提供、発信に努めてまいります。

次に、職員非常参集用メール配信整備事業についてでございます。災害発生時におきまして、速やかに職員が参集し、一刻も早く災害への対応が行えるようにするため、従来の電話による伝達方法から、新たにメールの一斉配信による伝達方法に変更するものでございます。本格的な台風シーズンを前に、このたび職員のメールアドレスの登録も完了し、参集体制の整備を図ることができましたことから、今後、参集訓練を含め、活用してまいります。

次に、防災士育成事業についてでございます。今後、高い確率で発生が予想されております東海・東南海・南海の3連動地震を初めとします大規模災害の発生に備え、災害による損害を最小限にとどめるため、防災に関する知識と技能を兼ね備えた防災士を育成するものでございます。

当初、市の職員1名と消防団員1名の合わせて2名が防災士の資格を取得する予定でございましたが、消防団員につきましては、県の総合防災リーダー育成講座を受講した後に防災士の資格取得の手続を行うことといたしましたことから、まず職員2名に防災士の資格を取得させたところでございます。今後は、有事の場合の活用を初め、防災に関する講座等における講師役など市民の皆様の防災意識の啓発に役立ててもらいたいと考えております。

以上、行政報告とさせていただきます。

議長（後藤壽太郎君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第13号（上程・説明）

議長（後藤壽太郎君）

日程第4、報告第13号 平成24年度本巢市一般会計継続費精算報告書についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

報告第13号 平成24年度本巢市一般会計継続費精算報告書についてでございます。

本巢保育園改築事業の継続年度が終了したことから、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告させていただくものでございます。

詳細につきましては、企画部長から御説明を申し上げます。

議長（後藤壽太郎君）

報告第13号の補足説明を企画部長に求めます。

企画部長 石川博紀君。

企画部長（石川博紀君）

それでは、議案の2ページをごらんいただきたいと思います。

報告第13号 平成24年度本巢市一般会計継続費精算報告書につきまして補足説明をさせていただきます。

平成23年度当初予算におきまして、本巢保育園改築事業として、平成23年度、24年度の2カ年で総額7億1,400万円の継続費として予算計上させていただいたものでございますが、事業が終了いたしましたので、平成24年度一般会計決算認定に合わせて継続費精算報告書により御報告させていただくものでございます。

平成23年度全体計画の年割額は5,100万円でしたが、4,080万円を24年度に逓次繰越しておりますので、実績の支出済額は1,020万円で、年割額との差は4,080万円でございます。

次に、平成24年度全体計画の年割額につきましては6億6,300万円でしたが、実績の支出済額は6億9,151万5,000円で、年割額との差はマイナスの2,851万5,000円でございます。継続費の実績の支出済額の合計は7億171万5,000円となりましたので、御報告いたします。なお、特定財源の地方債はいずれも合併特例債でございます。

以上でございます。

議長（後藤壽太郎君）

報告第13号 平成24年度本巢市一般会計継続費精算報告書については、以上で報告を終わります。

日程第5 議案第49号から日程第8 議案第52号まで（上程・説明）

議長（後藤壽太郎君）

日程第5、議案第49号 本巢市税条例の一部を改正する条例についてから、日程第8、議案第52号 本巢市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、議案第49号 本巢市税条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令の公布に伴い、この条例を定めるものでございます。

詳細につきましては、総務部長から御説明を申し上げます。

次に、議案第50号 本巢市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方税法の一部を改正する法律の公布に伴い、この条例を定めるものでございます。

詳細につきましては、市民環境部長から御説明を申し上げます。

次に、議案第51号 本巢市子ども・子育て会議条例についてでございます。

子ども・子育て支援法第77条第1項に基づく合議制の機関として子ども・子育て会議を設置するため、この条例を定めるものでございます。

詳細につきましては、健康福祉部長から御説明を申し上げます。

次に、議案第52号 本巢市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてでございます。

総合行政情報システムの導入に伴い、水道のメーター検針を偶数月に行うこととするため、この条例を定めるものでございます。

詳細につきましては、上下水道部長から御説明を申し上げます。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（後藤壽太郎君）

議案第49号の補足説明を総務部長に求めます。

総務部長 川村登志幸君。

総務部長（川村登志幸君）

それでは、議案第49号 本巢市税条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

お手数ですが、お手元の議案の概要の1ページをお願いいたします。

初めに、改正の趣旨でございます。本年6月12日に地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございま

す。

改正の内容でございますが、まず本則部分の改正といたしまして、公的年金からの特別徴収制度の見直しでございます。第47条の2につきまして、特別徴収対象年金所得者が賦課期日後に市町村の区域外に転出された場合におきましても、一定の要件のもと特別徴収が継続されることに伴いまして、条項条文を整備するものでございます。

続きまして、第47条の5でございます。年間の徴収税額の平準化を図るため、仮徴収税額を前年度分の本徴収額から前年度分の年税額の2分の1の額とされることに伴いまして、条文を整備するものでございます。

次に附則の改正としまして、特定公社債等の課税の見直しでございます。第6条、第6条の2、第7条の4、第16条の3、第19条、第19条の2、第20条及び第20条の2につきまして、個人投資家の積極的な市場参加を促す環境整備に向けた金融・証券課税等の一体化のため、特定公社債等の利子及び譲渡損益につきまして、上場株式等の配当及び譲渡損益と同じ税率及び課税方式とし、これらの中で損益通算等を行うことができることとされたことに伴いまして、条項条文を整備するものでございます。

適用関係といたしまして、施行期日につきましてですが、第47条の2及び47条の5の改正規定、並びに附則第2条第2項の規定につきましては平成28年10月1日でございます。ただし、附則の改正のうち、第6条、第6条の2、第7条の4、第16条の3及び第19条から第20条の2までの改正規定、並びに附則第2条第3項の規定につきましては、平成29年1月1日ということで施行期日を異ならせています。

以上、税条例の一部を改正する条例の補足説明とさせていただきます。

議長（後藤壽太郎君）

議案第50号の補足説明を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 山田敏晴君。

市民環境部長（山田敏晴君）

それでは、議案第50号 本巣市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきまして補足説明をさせていただきます。

議案概要の26ページをごらんいただきたいと思います。

改正内容関係でございますが、政府は、最近の低金利の状況を勘案されまして、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月に公布され、地方税法附則第3条の2の関係条項の改正に伴いまして、延滞金の割合等の見直し、拡充がされたことにより、本条文を整備するものでございます。なお、施行期日は平成26年1月1日からでございます。

以上でございます。

議長（後藤壽太郎君）

議案第51号の補足説明を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 林正男君。

健康福祉部長（林 正男君）

それでは、議案第51号 本巢市子ども・子育て会議条例について御説明をさせていただきます。  
お手元に配付の議案の概要29ページでございます。

ここには、条例の制定趣旨及び内容が掲載されております。

主な内容といたしまして、まず制定の趣旨でございますが、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の中で、第77条第1項の規定に基づく合議制の機関として、子ども・子育て会議の設置が求められているため、本巢市子ども・子育て会議を設置するものであります。

この会議は、本巢市子ども・子育て支援事業計画等への子育て当事者等の意見の反映を初め、本巢市における子ども・子育て支援策を地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえ、実施する上で重要な役割を果たすものであります。

以上のことから、子ども・子育て支援法第77条第1項に基づく合議制の機関として子ども・子育て会議を設置するため、本巢市子ども・子育て会議条例を制定するものであります。

なお、施行期日につきましては平成25年10月1日からでございます。

以上でございます。

議長（後藤壽太郎君）

議案第52号の補足説明を上下水道部長に求めます。

上下水道部長 杉山敏郎君。

上下水道部長（杉山敏郎君）

議案第52号 本巢市水道事業給水条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。  
議案の概要30ページをお開き願いたいと思います。

改正の趣旨でございますが、従来から利用していましたが、住民情報システム及び財務会計システムから総合行政情報システムへ移行することに伴い、水道料金の検針方法が検針員による手書き及びデータの手入力から、片手で持てるサイズのデータを収集する端末装置であるハンディーターミナルで検針することとなり、料金システムの検針データ入力が2カ月に1度となることから、毎月検針から2カ月検針とするため、改正するものでございます。

改正内容は、第24条の「毎月」を「偶数月」に改めるものでございます。施行期日は平成25年11月1日からでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

日程第9 議案第53号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第9、議案第53号 工事請負契約の締結について（防災行政無線同報系本巢地域デジタル化整備工事）を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第53号 工事請負契約の締結についてでございます。防災行政無線同報系本巣地域デジタル化整備工事について、請負契約を締結するに当たり、本巣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務部長から御説明を申し上げます。

議長（後藤壽太郎君）

議案第53号の補足説明を総務部長に求めます。

総務部長 川村登志幸君。

総務部長（川村登志幸君）

それでは、議案第53号 工事請負契約の締結についての補足説明をさせていただきます。

防災行政無線同報系本巣地域デジタル化整備工事につきまして、中央電子光学株式会社、代表取締役 日比泰雅氏と契約を締結するに当たり、議会の議決をお願いするものでございます。

まず工事名でございます。表題にもございますように、防災行政無線同報系本巣地域デジタル化整備工事。

工事場所につきましては、本巣地域一円でございますが、これと本巣市役所の本庁舎でございます。

契約の方法につきましては、事後審査型制限つき一般競争入札で実施したものでございます。

工期につきましては、本契約締結の日から来年3月24日。

契約金額につきましては、消費税を含みまして2億4,255万円でございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（後藤壽太郎君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第53号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第53号は委員会付託を省略することに決定をしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第53号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第53号 工事請負契約の締結について（防災行政無線同報系本巣地域デジタル化整備工事）は、原案のとおり可決することに決定をしました。

日程第10 議案第54号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第10、議案第54号 損害賠償に係る調停及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第54号 損害賠償に係る調停及び損害賠償の額を定めることについてでございます。

昭和30年の根尾中学校高尾分校の新築によるグラウンド拡張に伴い、個人名義である土地を学校用地として使用し、廃校後もNEOさわやかセンターたかおの土地として使用していたことにつきまして、損害賠償に係る調停をし、損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、教育委員会事務局長から御説明を申し上げます。よろしく御審議いただきまして、適切な御決定をいただきますようよろしくお願いいたします。

議長（後藤壽太郎君）

議案第54号の補足説明を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 高橋卓郎君。

教育委員会事務局長（高橋卓郎君）

議案の15ページをごらんいただきたいと思います。

議案第54号 損害賠償に係る調停及び損害賠償の額を定めることについてにつきましては、本年の6月27日に開催されました議会全員協議会の場で、NEOさわやかセンターたかおの土地問題の詳細について御報告をさせていただいておりますが、その調整内容についても変更はございません。

1番、2番は説明を省略させていただきまして、3の調停の内容についてですが、損害賠償金として下記の金額を支払うとなっており、金額につきましては、4の損害賠償の額134万5,497円となるわけですが、この内容につきましては、平成14年度からの使用料相当損害額に遅滞損害額、簡単に申し上げますと利息ですが、これを加えた金額でございます。

次に、その後の対応として、本巣市根尾高尾字菅野776番地の3の土地を買収するとなっておりますが、土地の登記簿上の地目につきましては、山林で地積は231平方メートル、買収金額につきましては90万8,895円でございます。

なお、この金額につきましては、いずれも今回の補正予算に計上をさせていただいております。  
以上、補足説明とさせていただきます。

議長（後藤壽太郎君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 鏑本君。

2番（鏑本規之君）

前に説明を受けておりますけれども、改めて質問をいたします。

調停ということで、裁判所でやっておられるだろうと思っております。これは、昭和30年から物事がなされていて、その当時から小澤氏の名義であったかと思っております。昭和30年から学校の用地として使用をしている。また、その使用をしている土地に対して固定資産税の賦課をしていたと思っております。そうなれば、当然としてその土地を学校の運動場等で使用しているということになれば、使用料を払うのは適切ではないかと思っております。当然、昭和30年、そういうことが発生したとなれば、その時点において使用料等の契約等がなされていたかと思っております。また、それがどうなっておったかということが1点。

また、市としては、そのときは村か町だったかはよくわかりませんが、当然使用料を払っていないければ、何らかの形で使用料を払うことがなされていないということが議論されたと思うし、また、監査人等でそういうことが審査されていたかと思うわけなんです。使用料が発生していないということになれば、市民の土地を無断で、また無償で使用していたということになるかと思っております。そのことに対しての経緯をひとつお願いしたい。

それからもう1つは、今の説明の中で、使用料の時効が成立している部分においては、以後の損害賠償ということになって、130万強のことになっておるかと思うんですけれども、時効が成立したからといって、それ以後のものを払わなくてもいいというのは市民にとっての不利益であり、行政が支払うべきものを支払ってないことによって、結果として市民が不利益をこうむるということにおいては、これはいかがかなあということを思っております。

それからもう1点は、昭和30年からその土地を使用している市においても、またその土地を使用されている小澤氏においても、何ら異議申し立て等がなかった場合においては、時効取得が成立するのではないかと思っております。ですから、どうして今の段階においてそういうことが表面化されたのかということについてお伺いをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

教育委員会事務局長 高橋卓郎君。

教育委員会事務局長（高橋卓郎君）

幾つか質問をされましたので、順序と回答がちょっと行き違うところがあるかと思っておりますけれども、御了解をいただきたいと思っております。

まず1つ目ですけれども、こちらでは30年から取得していると申し上げておりますけれども、その見解は私どもの見解であって、いろいろ調査をさせていただきまして、30年の根尾中学校高尾分校の新築によるグラウンドの拡張に伴い、そのときから使用しているという認識であります。ただ、いろいろ調べても、その買収の経緯とか、使用料の契約とか、寄附の行為とか、そういうものはわかりません。ただし、相手方の認識は、61年に高尾小学校を現在の鉄筋コンクリート、今のさわやかセンターですけれども、そのときに建てかえたときに、ちょうど今まではグラウンドでしたんですけれども、その建物が建ったときに建物の下になったということで、そのときから無断使用をされておるといふふうに認識をされております。市のほうと申しますか、旧根尾の時代に、平成7年には、既に当時根尾の職員であった、用地を担当しておった職員だと思われましてけれども、その方に相談を既にされております。それで30年はたっていないだろうということと、それから、固定資産税をうちが徴収しておったという理由と、30年と申し上げましたが、34年には所有権保存登記がなされております。所有権保存登記というのは、表題部しかない登記簿に所有権を登記したということです。この辺が30年には誰のものだったか登記簿には載ってなかったというようなこともありまして、双方食い違いが生じております。この辺から、最初は61年からの支払いの請求をされました。双方が円満な話し合いによる解決を希望するということで、歩み寄った形での調停案となっております。

以上ですが、不足した部分があるならまたお答えしますので、お願いをいたします。

〔挙手する者あり〕

議長（後藤壽太郎君）

鏝本君。

2番（鏝本規之君）

まず、時効取得に関しての、当然調停の中で語られたかと思っております。そのことについての回答がなかった。強いて言うなら、調停の中で、調停というのは裁判所で行われる。こちらの言い分を言う弁護士、向こうの言い分を言う弁護士、中に入って裁判官と。また、それに準じた有識者が入ってお互いの話を聞いて結論を出すであろう。そういうところにおいては、当然いろんな話が出たかと。その中の状況等がわからない場合においては、このことが正しいか否か。また、金額が正しいか否かということがまず判断できないであろうという、だから時効取得のことを少し聞いたわけなんです。それに対する回答をもう一遍お願いをしたいと思います。

それからもう1つは、今の説明の中で、34年にはもう登記がなされているよということになれば、当然登記がなされたということは、その人の土地ということをして市のほうも認知をして、当然確保をしていると思っておるわけです。そうすると、確保をした以上はその土地がどこの番地であるかということは当然わかっているわけですから、先ほども言ったように、使用料が発生する、もしくは何らかの形で契約をなすべきであろうと。それがわからないからいいですよという話にはならないかと思っている。そのところも踏まえて、私の思いとしては、行政がそういうことをしなかったことにおいては、これは市民にとって不利益でもあるし、行政としてやるべきことをやってなかった

ということ。そのことの結果として損害賠償という形になる。この損害賠償の金額は、多い少ないは別として、そのお金は市民の税金で払われる。職員がやるべきことをやらなかったことによって、損失を受けたことの責任を市民が負うということは到底理解ができない。この問題において誰が責任をとるのかなあという、そういうところが一つも述べられてないということにおいてちょっといかがかなあというところがあるわけです。また改めてそのことも含めてお聞きをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

教育委員会事務局長 高橋君。

教育委員会事務局長（高橋卓郎君）

先ほどの御回答でお答えしたつもりでおったんですけれども、話し合いは、うちのほうは30年から使用しているということで、向こうは61年から使用されておるということで、平成7年にはもう既にそういうふうに相談をしておるということで、時効には向こうは当たらないだろうと。うちは時効取得には該当しますよということで双方話し合いを続けておったんですが、平行線のままで、双方が歩み寄ったということで調停案ができ上がっております。先ほど申し上げましたとおり、34年にその登記がなされておったんですけれども、そのことについては当時の根尾は気づかずにずっと過ぎて、使用料という話もなかったんだろうと思いますし、それよりも以前に、とにかく30年か61年かはわかりませんが、個人の土地を使用しておるときに、本来でしたら、恐らく買い上げなり、寄附なり、そういう契約をするべき、もしかしたかもかもしれませんけれども、登記という手続は怠っていたということでこういう結果になったんですけれども、3つ目の責任についてですが、私は、現在教育委員会事務局長としておりますので、このことについて責任があると感じておりますが、それ以上については私の現在の立場では述べることはできませんので、御了承願いたいと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（後藤壽太郎君）

鏝本君。

2番（鏝本規之君）

古い時代からの云々で、同じようなことが長屋の一件でもあったわけなんですけれども、長屋の一件は裁判をやって、土地の名義者に対して市の名義であるなら使用料を請求しなさいと。また、市の名義であるものなら、その権利がどういう形であれ、法的には本巢市のものだということが出ております。そういうことを踏まえたときに、今回のことにおいても、昭和34年から小澤氏の名義ということがうたわれている以上、それに対しての支払い義務というものが生じているであろうと思っておるわけなんです。

今の話の中に、調停の中で、小澤氏のほうは昭和61年からの権利を主張されている。これは、私の思いとしては非常に巧みなテクニックかなあと思っておるわけなんです。向こうの弁護士のほうが相当上手だったなあというふうに思っております。昭和34年からの権利を主張すれば、当然時効取得が成立するであろうし、権利も発生するであろうというところ、それをあえて昭和61年からと

いうふうに主張しているところは非常に巧みなテクニックで、相当上手だなあというふうに思っております。

そういうような形の中で、私の思いとしては、非常にこの損害賠償請求の金額等においてはすっきりしないところがあるかなあというふうに思っておりますけれども、相手方も本業市の市民である以上、どちらを優先するかということになれば、私は本業市民の代表者ということになれば、市民の有利なところを重く見なければいけないかなあというところもあるけれども、反面、その支払われるお金は市民の税金ということもありますので、そのところも踏まえて、いただくものはいただく、払うものは払うということをきちんと職員の人たちも理解をして、今後の対応に当たっていただければいいと。

また、責任においては、確かに古いことであり、もうその担当者がどういうふうにしたのかというところも曖昧なところもあるかと思しますので、これ以上のことは言いません。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、要望ということでお願いをします。

そのほか質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第54号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第54号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第54号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第54号 損害賠償に係る調停及び損害賠償の額を定めることについては、原案のとおり可決することに決定をしました。

ここで暫時休憩をいたします。45分から再開をいたします。

午前10時17分 休憩

午前10時45分 再開

議長（後藤壽太郎君）

それでは、再開をいたします。

日程第11 議案第55号（上程・説明）

議長（後藤壽太郎君）

日程第11、議案第55号 平成25年度本巢市一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第55号 平成25年度本巢市一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,752万9,000円を増額するものでございます。

歳入の主なものといたしましては、増額分といたしまして交付額の決定に伴います普通交付税、また交付限度額の決定に伴います地域の元気臨時交付金及び前年度繰越金の増額でございます。また、減額分といたしましては財源調整によります基金繰入金及び臨時財政対策債の発行可能額の決定に伴います減額でございます。

歳出の主なものといたしましては、マスコットキャラクター舗装事業、老人福祉施設整備費補助事業費、小・中学校教育設備整備事業費の増額でございます。

詳細につきましては、副市長から御説明を申し上げます。よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議長（後藤壽太郎君）

議案第55号の補足説明を副市長に求めます。

副市長 青木一也君。

副市長（青木一也君）

それでは、議案第55号 平成25年度本巢市一般会計補正予算（第2号）につきまして補足説明をさせていただきます。

補正予算書のほかに9月補正予算案の概要もあわせて御参照いただければと存じます。

それでは、補正予算書1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,752万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ155億3,301万8,000円とするものでございます。

6ページをお開き願います。

地方債の補正をお願いするものでございます。1の追加にございまして、新たに小学校教育施設等整備事業債を限度額860万円、証書借り入れ、利率3%以内で起債することとし、2の変更で、緊急防災・減災対策事業債の限度額を3億270万円から2億9,110万円と、1,160万円減額をしております。これは、当初、本巢小学校駐車場改修工事の財源として、緊急防災・減災対策事業債を活用予定でしたが、当該事業が補助事業のため、緊急防災・減災対策事業債の活用ができないこ

とから、かわりに小学校教育施設等整備事業債を活用することに伴う補正でございます。

また、臨時財政対策債につきましては、発行可能額の決定に伴い、限度額を1億5,865万7,000円減額し、10億3,062万円とするものでございます。

続いて9ページをお開き願います。

歳入の事項別明細書でございます。一番上、地方特例交付金155万3,000円の減額につきましては、減収補填特例交付金の交付額決定に伴う減額でございます。また、その下、地方交付税補正額4億7,612万8,000円につきましても、普通交付税の交付額決定に伴う増額でございます。増額の理由としましては、退院費用の増によります保健衛生費や社会福祉費の増によるものが主なものでございます。

ページ一番下、国庫補助金の1目民生費国庫補助金605万2,000円の減額につきましては、子育て支援センター事業費等に充当しております子育て支援交付金が、制度の変更に伴い、国庫補助金ではなく、県補助金として交付されることになったことに伴う減額であり、したがって、同額を県補助金において計上してございます。

その下、4目教育費国庫補助金、補正額1,467万1,000円につきましては、新学習指導要領に基づき、知識・技能の修得と思考力・判断力・表現力等の育成を図るため、算数・数学的活動や観察・実験などの理数教育のための理科・算数用教材を全小・中学校において購入することとし、今般、補助率2分の1の国庫補助金の内示がございましたので計上をさせていただいたものでございます。

ページをおめくりいただき、10ページ一番上、5目地域の元気臨時交付金、補正額6,426万5,000円につきましては、緊急経済対策として国の平成24年度補正予算において計上されたものでございますが、今般、第1次分として交付限度額の内示がありましたので、当内示額を計上したものでございます。

また、10ページ下、県補助金の民生費県補助金、補正額3,042万円のうち、老人福祉費補助金2,391万8,000円につきましては、三橋鶴舞に所在いたします社会福祉法人和光会運営のファミリーケア本巣において、従来から行っておりますデイサービスに加え、新たにショートステイに対応できるようにするため、その施設改修に要する経費と備品等の開設準備に要する経費について、補助率10分の10の県補助金の交付を受けるものでございます。なお、市は県から補助を受けまして、これを財源として市補助金として事業者へ交付いたします。

11ページへまいりまして、上から2段目、教育費寄附金、補正額200万円につきましては、下真桑地域の安藤さんからの寄附金でございます。真正地域の小・中学校の図書購入に充てさせていただくものでございます。

また、ページ一番下、繰越金につきましては、24年度からの繰越金の確定に伴い、1億3,478万5,000円増額しております。

なお、その上、基金繰入金でございますが、3目学校教育施設等整備基金は、糸貫東幼児園整備事業の財源として、4目財政調整基金は、財源調整としてそれぞれ繰り入れ予定でございましたが、地方交付税や繰越金の増額補正により財源確保を図ることが可能となったことから、学校教育施設

等整備基金については2億1,000万円を、財調基金については全額を減額するものでございます。

12ページをお開き願います。

市債でございますけれども、それぞれの補正につきましては6ページの地方債の補正のところ  
御説明申し上げたとおりでございます。

続いて13ページから歳出でございます。

一番上、総務管理費の6目企画費、補正額38万5,000円につきましては、マスコットキャラクターもとまるのより一層のPRと、合併10周年に向けより機運の盛り上げにつなげるため、本庁舎入り口付近にマスコットキャラクターもとまるの舗装を行うこととし、工事請負費の計上をお願いするものでございます。

1段飛びまして、統計調査費の基幹統計調査費、補正額22万6,000円につきましては、5年に1度実施する住宅土地統計調査に要する経費について、県委託金の交付決定に伴い、増額するものでございます。

その下、社会福祉費の老人福祉費、補正額2,391万8,000円につきましては、歳入で御説明いたしましたとおり、社会福祉法人和光会運営のファミリーケア本巢の施設改修経費に対する市補助金の計上をお願いするものでございます。

14ページをお開き願います。

ページ中ほど、児童福祉費の2目母子福祉費、補正額285万1,000円につきましては、当初想定より母子生活支援施設の入所月数が増加することに伴い、所要額の増額をお願いするものでございます。なお、増額分の2分の1は国庫負担金として、4分の1は県負担金としてそれぞれ歳入に計上してございます。

ページ一番下、保健衛生費の保健事業費、補正額356万3,000円につきましては、本年度より県から移譲された事務でございますが、養育のため病院への入院は必要といたします未熟児に対して、その医療費の一部を給付する養育医療費につきましては、これも当初想定よりも入院日数が増加することに伴い、所要額の増額をお願いするものでございます。なお、これにつきましても、増額分の2分の1は国庫負担金として、4分の1は県負担金としてそれぞれ歳入に計上してございます。

15ページへまいりまして、上から2段目、道路橋りょう費の道路新設改良費につきましては、歳入の国庫補助金に計上いたしました地域の元気臨時交付金6,426万5,000円を、主に道路の舗装復旧工事費に充当するため、一般財源を減額し、国庫支出金を増額する財源更正を行うものでございます。

また、ページ一番下、小学校費の2目教育振興費、補正額2,081万1,000円、並びに16ページ中ほど、中学校費の教育振興費、補正額1,053万3,000円につきましては、歳入で御説明申し上げましたとおり、理科・算数用教材の整備費と真正地域の小・中学校の図書購入費の計上をお願いするものでございます。

それから、16ページ一番下から17ページにかけましての保健体育費の保健体育総務費、補正額226万3,000円につきましては、先ほど議決をいただきました議案第54号関連の経費でございますが、

NEOさわやかセンターたかおの個人名義の土地の使用に伴う損害賠償金と当該土地の購入費等の計上をお願いするものでございます。

最後に、17ページ中ほど、諸費、補正額1,696万4,000円につきましては、生活保護費等国庫負担金など昨年度の国・県補助負担金等に係る還付金の計上をお願いするものでございます。

以上で、平成25年度一般会計補正予算（第2号）の補足説明とさせていただきます。

日程第12 認定第1号から日程第18 認定第7号まで（上程・説明・監査委員報告）  
議長（後藤壽太郎君）

日程第12、認定第1号 平成24年度本巢市一般会計歳入歳出決算についてから、日程第18、認定第7号 平成24年度本巢市水道事業会計決算についてまでを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、平成24年度本巢市の各会計決算の認定につきまして御説明を申し上げます。

まず、認定第1号 平成24年度本巢市一般会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入総額は161億8,030万4,020円、歳出総額は153億3,598万7,218円、歳入歳出差引残額8億4,431万6,802円でございます。

次に、認定第2号 平成24年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてでございます。

事業勘定の歳入総額は41億8,456万4,677円、歳出総額は37億9,406万9,659円、歳入歳出差引残額3億9,049万5,018円でございます。

また、施設勘定の歳入総額は2億8,118万4,368円、歳出総額は2億6,742万470円、歳入歳出差引残額1,376万3,898円でございます。

次に、認定第3号 平成24年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入総額は3億406万3,097円、歳出総額は2億9,988万8,590円、歳入歳出差引残額417万4,507円でございます。

次に、認定第4号 平成24年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入総額は3億213万9,098円、歳出総額は2億8,381万8,916円、歳入歳出差引残額1,832万182円でございます。

次に、認定第5号 平成24年度本巢市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入総額は6億5,392万3,543円、歳出総額は6億3,179万8,367円、歳入歳出差引残額2,212万5,176円でございます。

次に、認定第6号 平成24年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入総額は4億8,018万4,948円、歳出総額は4億4,702万8,855円、歳入歳出差引残額3,315万

6,093円でございます。

以上、一般会計及び特別会計決算の6案件につきましては、去る7月1日から8月2日まで監査委員によります決算審査を実施していただいておりますので、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

それぞれ詳細につきましては、それぞれ会計管理者及び各担当部長から後ほど御説明を申し上げます。

次に、認定第7号 平成24年度本巢市水道事業会計決算についてでございます。

収益的収入は4億825万3,940円、支出は3億8,841万1,069円でございます。また、資本的収入は2億4,291万5,750円、支出は3億3,541万6,423円でございます。

5月28日に監査委員によります決算審査を実施していただいておりますので、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

詳細につきましては、後ほど上下水道部長から御説明を申し上げます。

以上、よろしく御審議いただきまして、御承認いただきますようよろしくお願いを申し上げます。  
議長（後藤壽太郎君）

認定第1号の補足説明を会計管理者に求めます。

会計管理者 村瀬敏勝君。

会計管理者兼会計課長（村瀬敏勝君）

それでは、認定第1号の平成24年度一般会計歳入歳出決算につきまして補足説明をさせていただきます。

お手元の平成24年度事業報告書、平成24年度一般会計歳入歳出決算書、平成24年度不用額調書で説明させていただきますのでよろしくお願いをいたします。

初めに、平成24年度事業報告書をごらんいただきたいと思います。

1枚めくってください。この事業報告書は、平成24年度の本巢市の決算状況について、地方自治法第233条第5項の規定による主な施策の成果等を説明する書類として、一般会計歳入歳出決算事業報告、国民健康保険特別会計歳入歳出決算事業報告の事業勘定と施設勘定、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算事業報告、簡易水道特別会計歳入歳出決算事業報告、農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算事業報告、公共下水道特別会計歳入歳出決算事業報告と地域振興基金充当事業関係の事業内容の成果について取りまとめたものでございます。

また、参考資料といたしまして、普通会計における決算状況が添付してございます。

それでは1ページをごらんください。

平成24年度事業の概要等でございます。

市政推進の基本としている「元気で笑顔あふれる本巢市づくり」を目指し、事業を実施してきたものでございます。

次に、一般会計における決算の総額は、歳入161億8,030万4,000円、歳出は153億3,598万7,000円となりました。

次に2ページをお開きください。

主な歳入科目の決算状況でございます。

2ページの市税から11ページの市債までが各部局等における平成24年度一般会計の主な歳入科目の状況について記載してございます。

次に、12ページの議会費から83ページの予備費までが平成24年度一般会計の各部局における主な歳出科目の決算状況となっております。

次に、116ページをお開きください。

地域振興基金充当事業関係の本巢北部と根尾地域における事業でございます。一番上の横列を右へ、充当事業名、事業内容、金額、該当ページとなっており、該当ページには事業報告書のページが示してございます。

最初に、充当事業名 のうすずみの里定住促進事業では、事業内容は、出産祝い金の20万円でございます。

次に、 の根尾地域健診等事業で、事業内容は、根尾地域住民の健康診査を根尾診療所で行うものでございまして、365万3,000円でございます。

次に、 の有害獣防止柵設置事業で、事業内容は、防止柵設置に対する助成事業で、388万3,000円でございます。

次に、 の農産物奨励補助事業で、事業内容は、株式会社うすずみ特産への農産物出荷に対する助成で、36万6,000円でございます。

次に、 の淡墨公園整備事業で、事業内容は、淡墨公園の整備で、7,156万2,000円でございます。

次に、 の観光関連整備事業で、事業内容は、植栽管理委託事業の沿道修景で、88万7,000円でございます。

次に、 の根尾地域生活環境整備事業で、事業内容は、道路維持及び排水路改良で、2,223万4,000円でございます。

次に、 の自宅通学者及び下宿通学者補助事業で、事業内容は、自宅から高校等への通学及び下宿通学者に対する助成で、246万5,000円でございます。

次に、 の修学旅行実施事業で、事業内容は、根尾小学校の修学旅行の貸し切りバスに要する経費の助成で、2万円でございます。

次に、 の卒業アルバム作成事業で、事業内容は、根尾小学校及び根尾中学校卒業生のアルバム作成に要する経費に対する助成でございます。7万6,000円でございます。

次に、 の青少年野外活動事業で、事業内容は、根尾小6年生による「今立と海」の研修助成ということで、15万5,000円でございます。

以上、11事業が根尾地域振興基金充当事業で、事業費の合計は1億550万1,000円でございます。

続きまして、お手元の平成24年度一般会計歳入歳出決算書をお願いいたします。

初めに、1ページをお開きください。

1款の市税、1項市民税、2項固定資産税、3項軽自動車税、4項市たばこ税、5項入湯税とな

っており、予算現額は51億4,919万1,000円、調定額55億54万2,205円、収入済額は52億531万7,073円で、不納欠損額は1,645万1,093円で、地方税法等による規定のものでございます。収入未済額は2億7,877万4,039円となりました。

また、2項の固定資産税の収入未済額の2億217万6,979円、5項の入湯税の508万1,500円は、事業不振による事業所の閉鎖などにより未納額が増加しております。

次に、2款の地方譲与税、1項地方揮発油譲与税の予算現額7,500万円、調定額及び収入済額は6,683万4,000円の増額でございます。

次に、2項自動車重量譲与税の予算現額1億6,600万円、調定額及び収入済額1億5,789万2,000円の増額でございます。

次に、3項の地方道路譲与税でございます。調定額及び収入済額とも310円の増額となりました。

次に、3款利子割交付金、1項利子割交付金の予算現額は1,400万円、調定額及び収入済額は1,160万1,000円の増額となりました。

次に、4款配当割交付金、1項配当割交付金の予算現額890万円、調定額及び収入済額は867万2,000円の増額でございます。

次に、5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金の予算現額210万円、調定額及び収入済額とも203万3,000円の増額でございます。

次に、6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金の予算現額3億3,300万円、調定額3億2,402万1,000円で、収入済額も同額でございます。

次に、7款ゴルフ場利用税交付金、1項ゴルフ場利用税交付金の予算現額1,800万円、調定額及び収入済額は1,780万9,803円でございます。

次に、2ページをお開きください。

8款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金の予算現額6,900万1,000円、調定額7,591万9,000円で、収入済額も同額でございます。

次に、9款地方特例交付金、1項地方特例交付金、予算現額2,515万1,000円、調定額及び収入済額も全て同額でございます。

次に、10款地方交付税、1項地方交付税の予算現額43億3,451万9,000円、調定額45億1,622万3,000円で、収入済額も同額でございます。

次に、11款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金の予算現額750万円、調定額及び収入済額は695万1,000円の増額でございます。

次に、12款分担金及び負担金、1項分担金の予算現額219万2,000円、調定額126万7,455円で、収入済額も同額でございます。

次に、2項の負担金の予算現額8,491万9,000円、調定額8,311万9,178円、収入済額8,233万5,578円で、収入未済額の78万3,600円は保育料負担金でございます。

次に、13款使用料及び手数料、1項使用料の予算現額1億3,614万9,000円、調定額1億3,696万8,162円、収入済額1億3,434万4,762円で、収入未済額の262万3,400円は雇用促進住宅駐車場使用

料の7万8,500円、市営住宅使用料の189万9,700円と、幼稚園保育料で64万5,200円でございます。

次に、2項手数料の予算現額6,839万6,000円、調定額7,061万1,730円、収入済額7,058万3,670円で、収入未済額の2万8,060円は家電物処理手数料でございます。

次に、14款国庫支出金、1項国庫負担金の予算現額8億4,400万3,000円、調定額8億4,884万4,198円、収入済額8億4,226万1,009円、収入未済額の658万3,189円は、公共土木災害復旧負担金でございます。

次に、2項国庫補助金の予算現額6億7,057万4,000円、調定額及び収入済額は3億484万4,000円の同額でございます。

次に、3項の委託金の予算現額718万5,000円、調定額730万242円で、収入済額も同額でございます。

次に、3ページをお開きください。

15款県支出金、1項県負担金、予算現額3億1,391万5,000円、調定額3億888万6,855円で、収入済額も同額でございます。

次に、2項県補助金の予算現額3億4,161万6,000円、調定額3億2,100万9,633円、収入済額も同額でございます。

次に、3項の委託金の予算現額9,835万6,000円、調定額9,819万4,557円で、収入済額も同額でございます。

次に、16款財産収入、1項財産運用収入、予算現額2,656万5,000円、調定額2,825万3,873円、収入済額も同額でございます。

次に、2項財産売払収入の予算現額197万5,000円、調定額及び収入済額は669万7,993円で同額でございます。

次に、17款寄附金の予算現額661万3,000円、調定額835万9,160円で、収入済額も同額でございます。

次に、18款繰入金、1項特別会計繰入金は予算設定のみとなっております。

次に、2項の基金繰入金の予算現額1億3,467万7,000円、調定額及び収入済額は1億2,764万7,000円の同額でございます。

次に、19款繰越金、1項繰越金、予算現額10億6,018万1,000円、調定額及び収入済額は10億6,018万1,834円で同額でございます。

次に、20款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料の予算現額1,005万6,000円、調定額1,116万3,979円、収入済額1,076万3,479円、収入未済額の40万500円は、加算金の30万500円と過料の10万円でございます。

次に、2項の市預金利子の予算現額30万円、調定額及び収入済額は28万775円の同額でございます。

3項貸付金元利収入の予算現額2,667万2,000円、調定額及び収入済額全て同額でございます。

次に、4項の受託事業収入の予算現額3,687万7,000円、調定額3,305万2,013円で、収入済額も同

額でございます。

次に、4ページをごらんください。

5項雑入の予算現額3億2,411万5,000円、調定額3億5,573万1,955円、収入済額3億4,396万5,946円で、不納欠損の7万円は児童手当返納金でございます。また、収入未済額の1,169万6,009円のうち、主なものは学校給食費の981万1,463円でございます。

次に、21款市債、1項市債の予算現額24億547万8,000円、調定額19億4,497万8,000円で、収入済額も同額でございます。

なお、決算書の9ページから21ページまでが歳入の事項別明細書になっております。

以上が歳入関係でございます。

次に、5ページをごらんください。

1款議会費、1項議会費、予算現額1億5,816万8,000円、支出済額1億5,608万5,393円、翌年度繰越額はゼロで、不用額は208万2,607円でございます。

次に、2款総務費、1項総務管理費、2項徴税費、3項戸籍住民基本台帳費、4項選挙費、5項統計調査費、6項監査委員費の予算現額は15億9,232万6,000円、支出済額15億6,156万4,370円、翌年度繰越額はゼロで、不用額は3,076万1,630円でございます。

次に、3款の民生費、1項社会福祉費、2項児童福祉費、3項生活保護費、4項災害救助費の予算現額47億1,023万7,000円、支出済額45億7,143万177円、翌年度繰越額はゼロで、不用額は1億3,880万6,823円でございます。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、2項清掃費、3項水道費、予算現額18億5,871万8,000円、支出済額18億8万4,837円で、翌年度繰越額はゼロ、不用額は5,863万3,163円でございます。

次に、5款労働費、1項失業対策費、2項労働諸費、予算現額306万6,000円、支出済額306万2,103円、不用額は3,897円でございます。

次に、6款農林水産業費、1項農業費、2項林業費、予算現額4億1,626万4,000円、支出済額3億9,722万4,720円、翌年度繰越額はゼロで、不用額は1,903万9,280円でございます。

次に、7款商工費、1項商工費、予算現額2億7,721万3,000円、支出済額2億6,595万4,103円、翌年度繰越額はゼロで、不用額は1,125万8,897円でございます。

次に、6ページをごらんください。

8款土木費、1項土木管理費、2項道路橋りょう費、3項河川費、4項都市計画費、5項公園費、6項下水道費、7項住宅費、8項国土調査費、予算現額22億3,609万6,000円、支出済額16億4,650万9,587円、翌年度繰越額は5億865万2,000円で、全て繰越明許費で、内訳は2項道路橋りょう費の道路新設改良費の工事請負費5,380万円、補償、補填及び賠償金1,080万円と、社会資本整備総合交付金事業費の委託料4,357万6,000円、工事請負費の3億4,057万4,000円、公有財産購入費478万5,000円、補償、補填及び賠償金26万2,000円と3項河川費の河川改良費の工事請負費1,398万6,000円、7項住宅費の住宅管理費の委託料233万6,000円、工事請負費の3,336万7,000円でございます。また、不用額は8,093万4,413円でございます。

次に、9款消防費、1項消防費、予算現額6億7,038万7,000円、支出済額6億6,147万3,272円、翌年度繰越額はゼロで、不用額は891万3,728円でございます。

次に、10款教育費、1項教育総務費、2項小学校費、3項中学校費、4項幼稚園費、5項社会教育費、6項保健体育費の予算現額37億4,258万1,000円で、支出済額は31億7,677万3,177円、翌年度繰越額は5億1,004万2,000円で、全て繰越明許費で、内訳は2項小学校費の学校管理費の委託料1,391万3,000円、工事請負費の2億4,824万6,000円と3項中学校費の学校管理費の委託料1,616万6,000円、工事請負費2億3,171万7,000円で、不用額は5,576万5,823円でございます。

次に、11款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、3項文教施設災害復旧費、4項その他公共施設及び公用施設災害復旧費の予算現額2,412万1,000円、支出済額1,388万3,000円、翌年度繰越額は987万円で、全て繰越明許費で、2項の公共土木施設災害復旧費の工事請負費でございます。また、不用額につきましては36万8,000円でございます。

次に、7ページをごらんください。

12款公債費、1項公債費、予算現額10億7,116万9,000円で、支出済額10億7,016万7,061円、翌年度繰越額はゼロ、不用額は100万1,939円でございます。

次に、13款諸支出金、1項普通財産取得費、2項諸費の予算現額1,177万7,000円、支出済額1,177万5,418円で、翌年度繰越額はゼロ、不用額は1,582円でございます。

次に、14款予備費、1項予備費の予算現額3,145万5,000円、支出済額はゼロ、不用額も3,145万5,000円でございます。

なお、決算書の22ページから56ページまでが歳出の事項別明細書でございます。

次に、決算書の事項別明細書の30ページの下から4升目をごらんください。

5目の福祉医療費、20節の扶助費でございます。不用額が2,969万3,254円で、備考の5万8,244円は誤払金で、出納閉鎖までに返納がなかったものでございます。

続きまして、決算書の57ページをお開きください。

平成24年度本業市実質収支に関する調書でございます。歳入総額は161億8,030万4,000円、歳出総額は153億3,598万7,000円で、歳入歳出差引額は8億4,431万7,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源は(2)の繰越明許費繰越額で2億383万5,000円でございます。また、実質収支は6億4,048万2,000円でございます。

次に、58ページをお開きください。

財産に関する調書でございます。平成24年度中の各財産の増減や年度末の現在高をあらわしたものでございます。

最初に、(1)が土地及び建物でございます。(2)が山林関係でございます。

次に、59ページをごらんください。

(3)が有価証券の管理状況でございます。うすずみ特産から岐阜フットボールクラブまでの株券でございまして、平成24年度中の増減はございませんでした。

次に、(4)は財団等への出資金や出捐金等でございます。

次に、60ページをお開きください。

2の物品につきましては、取得価格50万円以上の物品を記載しております。

次に、61ページをお開きください。

3の債権につきましては、医師住宅資金貸付金で、医師2名分の367万2,000円が減少いたしております。

次に、4の基金につきましては、それぞれの基金ごとに増減高、年度末現在高を記載しております。なお、(1)の財政調整基金につきましては、地方債による運用をしておりますので、有価証券として記載しております。

次に、不用額につきまして、調書によりまして少し説明をさせていただきます。この不用額調書でございますが、節の予算額で50万円以上かつ予算額の10%以上の項目につきまして所管部局から提出されたものでございます。

表の一番左から右へ、番号、会計別、決算書のページと所管部局、所管課、その下に予算科目、その下に最終予算額、決算額、繰越明許費、不用額、その下に主な要因ということでございます。

1ページの番号4、決算書の26ページの2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、13節の委託料の不用額204万8,008円でございます。これは、住基ネットワークシステムの機器更新に係る入札差金による不用額が主なものでございます。

次に、5ページの18番、決算書の37ページに記載してございます。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、8節報償費の不用額291万7,500円は、有害鳥獣の捕獲が少なかったために減少したものが主な要因でございます。

以上で、24年度の一般会計歳入歳出決算につきまして補足説明とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

議長（後藤壽太郎君）

続きまして、認定第2号及び認定第3号の補足説明を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 山田敏晴君。

市民環境部長（山田敏晴君）

それでは、認定第2号 平成24年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について補足説明をいたします。

まず初めに、事業勘定からとなりますけれども、平成24年度末の国民健康保険の被保険者数は9,571人で、平成23年度末と比較しますと49人の減となっております。これは本巢市の人口の26.8%であります。

それでは、歳入の主なものとして保険税から説明させていただきますので、事項別明細書の6ページをごらんください。

1款の国民健康保険税の1目一般被保険者国民健康保険税と2目の退職被保険者等国民健康保険税を合わせて、調定額12億1,683万4,000円に対しまして収入済額9億1,318万1,000円で、そのうち一般及び退職被保険者数の医療給付分につきまして、現年度課税分の収納率は92.47%、後期高齢

者支援金分が92.46%、介護納付金分が91.38%で、現年課税分の全体としましては0.39%の低下となりました。収入未済額の2億9,990万7,000円も年々増加傾向にあります。これは長引く景気低迷によるものが大きな要因と考えられます。また、滞納繰越分の収納率は14.78%であります。

いずれにいたしましても、多くの収入未済額を抱えておりますので、今後とも収納率の向上に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

なお、不納欠損につきましては25人分で、いずれも地方税法の規定に基づくものでございます。

続きまして、7ページをごらんください。

4款の国庫支出金の1項国庫負担金の主なものにつきましては、一般被保険者分の医療給付や後期高齢者支援金及び介護納付金の納付に対して100分の32に相当する額が国から交付されるものであります。

次に、8ページをごらんください。

5款の療養給付費交付金の収入済額3億1,542万9,000円ですが、退職被保険者の療養給付費から退職者の保険税を控除した額が社会保険診療報酬支払基金から交付されるものであります。

続きまして、6款の前期高齢者交付金ですが、収入済額10億4,588万円ですが、前期高齢者の加入割合の不均衡を是正するため、全保険者との加入率の差分を社会保険の診療報酬支払基金から交付されるものであります。

次に、7款の県支出金の主なものとしまして、2項の県補助金、2目の県財政調整交付金1億8,071万9,000円ですが、市町村の財政力の不均衡を調整するため県から交付されるものであります。

次に、8款の共同事業交付金ですが、9ページをごらんください。

2目の保険財政共同安定化事業交付金2億5,150万8,000円ですが、県内市町村の国保間の保険料の平準化や財政の安定化を図るため、国保連合会から交付されるものであります。

次に、10款の繰入金2億3,354万2,000円につきましては、国保財政の健全化を図るため、他会計から繰り入れするものでございます。

続きまして、歳出の主なものについて御説明いたします。13ページをごらんください。

2款の保険給付費の1項の療養諸費の一般及び退職被保険者等療養給付費等の支出済額22億9,083万1,000円は、前年度と比較しまして0.48%の減少でございます。また、2項の高額療養費につきましては5.37%の増加となっております。

14ページをごらんください。

3款の後期高齢者支援金等ですが、4億8,479万2,000円は、社会保険診療報酬支払基金へ拠出するものであります。

次に、15ページをごらんください。

6款の介護納付金につきましては、介護保険の費用に充てるため、社会保険診療報酬支払基金へ納付するものでございます。

続きまして、7款の共同事業拠出金ですが、国保財政の安定化を図るため、国保連合会へ

拠出するものでございます。

引き続きまして18ページをごらんください。

事業勘定の実質収支でございますが、歳入総額41億8,456万5,000円に対しまして歳出総額37億9,407万円で、差し引き3億9,049万5,000円の決算となりましたが、平成24年度も医療費等の伸びが予想より低いものとなり、実質収支が大きな額となりました。

それでは、施設勘定の主要な品目について御説明いたします。

歳入から御説明いたしますので、事項別明細書の22ページをごらんください。

1 款の診療収入の主なものとしまして、1 項の外来収入、収入済額1億2,267万7,000円は、前年度と比較しまして2,049万5,000円ほど減収となっております。受診者につきましても地域の人口の減少に伴い年々減少傾向にあります。これを施設ごとに見ますと、根尾診療所では、前年度と比較しまして1,480万4,000円ほどの減収で、医科・歯科合わせまして1日当たりの平均受診者数も4人の減少となります。また、本巣診療所でございますけど、前年度と比較しまして569万1,000円ほど減収になり、1日当たりの平均受診者数も2人少なくなっております。

続きまして、23ページをごらんください。

4 款の繰入金1億1,947万5,000円ではありますが、医療機器の整備及び運営費に充当するものでございます。本年は、本巣診療所でレントゲンの機器の更新に伴う整備分として国保特別調整交付金の増額と、根尾診療所におきまして電子カルテの機器の更新により、国民健康保険診療所基金から繰り入れにより前年度対比1,407万5,000円の増額となりました。

引き続きまして歳出について御説明します。24ページをごらんください。

1 款の総務費の1億6,569万5,000円につきましては人件費が主なものでございますが、診療の関係で代診の医師の日数の減と歯科のレセプトコンピューターディスク等の使用に伴う減により、前年度対比180万ほど減額となっております。

次に、2 款の医業費の1 目医業用機械器具費2,810万円の主なものとしましては医療用備品として、血液ガス分析器、レントゲン機器及び電子カルテ機器の更新によるもので、医業費としましては、備品の更新により前年度対比135万1,000円ほど増額となりました。

次に、26ページをごらんください。

施設勘定の実質収支でございますが、歳入総額2億8,118万4,000円に対して歳出総額2億6,742万円で、差し引き1,376万4,000円の決算となりました。

引き続きまして、認定第3号 平成24年度本巣市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について補足説明をいたします。

後期高齢者医療制度につきましては、本年度は2年ごとの見直しの年に当たりまして、保険料が均等割で3万9,310円から4万670円に、所得割が7.39%から7.83%に変更になりました。

それでは、初めに被保険者数についてですが、平成24年度末後期の後期高齢者医療の被保険者数ですが、4,176人で、前年度末と比較しますと85人の増となっております。

それでは歳入から御説明いたしますので、事項別明細書の4ページをごらんください。

まず初めに、備考欄の還付未済額の表示ですが、これは被保険者の年度途中の死亡等により保険料等に還付金が生じる場合がありますが、その還付金を出納整理期間中に含む年度内に還付ができなかったものの金額を記載しておりますので、したがって、実際の収入済額はこの還付未済額を減じた金額と御理解ください。

それでは、1款の後期高齢者医療保険料の2億1,446万2,000円ですが、本年度は保険料の変更に伴いまして、前年度と比較をしますと1,354万8,000円ほどの増収となりました。また、普通徴収保険料では、収入未済額136万2,000円ではありますが、その内訳としまして現年度分の滞納分は109件と、滞納繰越分は49件となっております。

なお、不納欠損につきましては3人分で、いずれも高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づくものでございます。

次に、3款の後期高齢者医療広域連合支出金の保健事業費委託金につきましては、高齢者の968人分の健診事業に係る委託費でございます。

次に、4款の繰入金7,512万3,000円につきましては、事務費の繰入金として広域連合の事務費負担金及び健康診査事務費繰入金です。保険基盤安定繰入金につきましては、低所得者の軽減措置分で、対象者2,494人となっております。保健事業費繰入金は広域連合への保健事業費負担金及び健康診査費の繰入金で、いずれも一般会計に繰り入れたものでございます。

続きまして、歳出の主なものについて御説明します。6ページをごらんください。

2款の後期高齢者医療広域連合納付金2億8,349万6,000円につきましては、広域連合への保険料の負担金及び事務費負担金でございます。

次に、3款の保健事業費につきましては、広域連合から委託されておりますぎふすこやか健診事業に伴うものでございます。

続いて、8ページの実質収支でございますが、後期高齢者医療の実質収支ですが、歳入総額3億406万3,000円に対し歳出総額2億9,988万8,000円で、差し引き417万5,000円の決算となりました。

以上でございます。

議長（後藤壽太郎君）

続きまして、認定第4号から認定第7号までの補足説明を上下水道部長に求めます。

上下水道部長 杉山敏郎君。

上下水道部長（杉山敏郎君）

それでは、認定第4号 平成24年度本巣市簡易水道特別会計歳入歳出決算の補足説明をさせていただきます。

事業報告書は102ページから106ページでございます。

歳入について御説明させていただきます。

決算書4ページをお開き願いたいと思います。

2款1項1目給水使用料でございますが、1節現年調定分は1,296戸分で3,316万6,289円でございます。

3 款国庫支出金は、簡易水道再編推進事業による補助金で294万円でございます。

4 款繰入金は、一般会計からの2億1,500万円でございます。

5 ページの7 款市債は、実施設計委託料の3 件、工事請負費の4 件に対しての借り入れで2,150 万円でございます。

続きまして、歳出について御説明させていただきます。

6 ページをお開き願いたいと思います。

1 款1 項1 目一般管理費には、職員1 名分の人件費が498万5,440円、2 項1 目使用料徴収費は、加入者に対する使用料徴収に要する費用で337万1,873円でございます。

2 款1 項1 目新設改良費は、6 件の委託業務と7 件の工事請負費で4,534万8,450円でございます。

同じく2 目維持修繕費は、6 簡易水道施設の維持管理費に要した費用で7,414万5,682円でございます。

3 款公債費でございますが、元利償還金として1 億5,589万9,906円でございます。

以上でございます。

続きまして、認定第5 号 平成24年度本巢市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の補足説明をさせていただきます。

事業報告書は107ページから111ページでございます。

歳入について御説明させていただきます。

決算書4 ページをお開き願いたいと思います。

1 款1 項1 目農林水産業費分担金は、新規加入者分が1,546万円、過年度分が48万円でございます。

2 款1 項1 目農林水産業費使用料は、現年分が1 億4,699万4,984円、滞納繰越分が43万7,575円でございます。

3 款県支出金は、金原・鍋原農業集落排水事業に対しての特定環境基盤整備推進交付金として717万6,000円でございます。

4 款繰入金は、一般会計からの4 億1,500万円でございます。

続きまして、歳出について御説明させていただきます。

5 ページをお開き願いたいと思います。

1 款1 項1 目一般管理費には、職員3 名分の人件費が2,359万4,919円、委託料には下水道管理システム更新業務として1,648万2,900円でございます。

また、27節公課費は、平成23年度分消費税及び地方消費税の納付額が335万5,800円、平成24年度分の間納付額として167万7,800円でございます。

続きまして、2 目下福島地区処理施設管理費から7 ページの12目金原・鍋原地区処理施設管理費につきましては、11施設の浄化センターの維持管理費で、合計2 億6,879万7,134円でございます。

7 ページの2 款公債費でございますが、元利償還金として3 億1,555万9,104円でございます。

以上でございます。

続きまして、認定第6号 平成24年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算の補足説明をさせていただきます。

事業報告書は、112ページから115ページでございます。

歳入について御説明させていただきます。

決算書4ページをお開き願いたいと思います。

1款1項1目土木費分担金は、受益者分担金が3,322万5,000円、新規受益者負担金が449万円、過年度分が181万4,000円でございます。

2款1項1目土木費使用料は、現年分が8,799万1,487円、滞納繰越分が56万7,157円でございます。

3款国庫支出金は5,080万円で、特定環境保全公共下水道事業の社会資本整備総合交付金でございます。

4款県支出金は、本巢地区処理施設整備事業に対し、特定基盤整備推進交付金として112万7,000円でございます。

5款繰入金は、一般会計からの2億2,800万円でございます。

5ページの8款市債は、本巢地区処理施設整備事業のための借り入れで5,470万円でございます。続きまして、歳出について御説明させていただきます。

6ページをお開き願いたいと思います。

1款1項1目一般管理費には、職員4名分の人件費が3,404万792円、委託料には下水道管理システム更新業務として423万9,900円でございます。

また、27節公課費は、平成23年度分消費税及び地方消費税の納付税額が85万8,500円、平成24年度分の間納付額として42万9,100円でございます。

2目根尾地区下水道事業費は、根尾中央浄化センターの維持管理費で4,735万8,013円でございます。

続きまして、3日本巢地区下水道事業費には、本巢浄化センターの維持管理費として6,337万8,122円、本巢地区処理施設整備費として1億3,837万1,524円でございます。

7ページをお開き願いたいと思います。

22節補償、補填及び賠償金は、本巢地区処理施設整備事業に伴う水道管等移転補償費で2,326万6,950円でございます。

2款公債費でございますが、元利償還金として1億5,649万7,802円でございます。

以上でございます。

続きまして、認定第7号 本巢市水道事業会計決算の補足説明をさせていただきます。

決算書2ページをお開き願いたいと思います。

決算報告書、(1)収益的収入及び支出につきましては、水道事業収益の決算額が4億825万3,940円、水道事業費用の決算額が3億8,841万1,069円でございます。

なお、地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額が986万円ございます。これは、受託工

事で、道路改良工事に伴う配水管布設外工事によるものでございます。

3ページの(2)資本的収入及び支出については、資本的収入の決算額が2億4,291万5,750円、資本的支出の決算額が3億3,541万6,423円でございます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,250万673円は、当該年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で1,056万2,586円、過年度分損益勘定留保資金で8,193万8,087円補填をいたしました。

なお、地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額が2,747万1,000円でございます。これは推進工法による配水管布設がえ工事によるものでございます。

続きまして、4ページの損益計算書について御説明させていただきます。

1の営業収益から2の営業費用を差し引いた営業利益は1,380万206円でございます。3の営業外収益から4の営業外費用を差し引きますとマイナスの475万5,173円となりました。その結果、平成24年度の経常利益は904万5,033円で、当年度未処分利益剰余金は1億9,608万2,172円となりました。

続きまして、5ページ上の表の平成24年度本巢市水道事業会計剰余金計算書でございますが、前年度繰越利益剰余金1億8,703万7,139円に当年度純利益904万5,033円を加えた当年度未処分利益剰余金が1億9,608万2,172円となり、下の表の平成24年度本巢市水道事業会計剰余金処分計算書(案)になりますが、減災積立金の積み立て及び利益積立金の積み立てにそれぞれ450万円を積み立てる案とさせていただきます。

6ページをお開き願いたいと思います。

貸借対照表について御説明させていただきます。

左側の資産の部でございますが、1の固定資産合計が68億6,738万229円、2の流動資産合計が5億9,562万9,219円となり、資産合計は74億6,300万9,448円でございます。

次に、右側の負債の部でございますが、3の負債合計が5,323万1,531円、資本の部では、4の資本金合計が42億5,951万6,461円、5の剰余金合計が31億5,026万1,456円となり、負債資本合計額は74億6,300万9,448円でございます。

続きまして、7ページのキャッシュ・フローでございますが、右上の現金預金及び現金等価物期首残高は、23年度末の現金預金で5億6,973万2,643円、現金預金及び現金等価物期末残高は、平成24年度末の現金預金で5億6,491万7,855円、この差が左下の現金預金及び現金等価物増加額・減少額の数字のマイナス481万4,788円で、減額となっております。

8ページをお開き願いたいと思います。

事業報告書、(1)総括事項でございますが、投資の状況は3ページの資本的収入及び支出で、経営面につきましては4ページの損益計算書で御説明させていただきました。工事費につきましては10ページ、11ページで、業務量につきましては12ページで御説明させていただきます。

10ページ、11ページをごらんいただきたいと思います。

建設改良工事の概要で、配水管拡張を1,485.95メートル、配水管改良を4,607.3メートル施工いたしました。また、消火栓は、改良を含め41基設置しております。工事費の総額は2億3,714万6,210円でございます。

続きまして、12ページの3.業務、(1)業務量でございますが、給水人口は3万325人で、6,302人の増、普及率は93.9%でございます。また、給水戸数は8,998戸で、2,096戸の増。年間有収率は79.2%でございます。この給水人口、給水戸数の大幅な増は、平成24年度から本巢及び文殊簡易水道が上水道に移行したためによるものでございます。

(2)事業収入に関する事項、(3)事業費に関する事項は、4ページの損益計算書をまとめたものでございます。(4)その他主要な事項には、2ページ及び3ページで御説明いたしました繰越額についての事項でございます。

13ページ、14ページにつきましては、工事の発注関係の内容でございます。契約内容につきましては、10ページ、11ページと同じでございます。

15ページ、(2)企業債及び一時借入金の概要で、24年度末残高は30億1,693万1,631円で、本巢・文殊簡易水道からの移行分が1億5,190万円でございます。

詳細につきましては、19ページから22ページに掲載してございます。

続きまして、16ページの固定資産明細書でございますが、6ページで御説明いたしました貸借対照表の固定資産の明細でございます。

17ページ、18ページは、4ページで御説明いたしました損益計算書の明細でございます。

以上、認定第4号から認定第7号までの補足説明をさせていただきました。よろしく願いをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

ちょっと12時になりましたが、このまま続けたいと思います。いいですか。

〔「はい、どうぞ」と呼ぶ者あり〕

それでは、このまま続けたいと思いますので、よろしく願いします。

それでは、認定第1号から認定第7号については監査委員に監査をお願いしてありますので、代表監査委員から決算審査についての意見を求めます。

代表監査委員 三田村晃司君。

代表監査委員（三田村晃司君）

平成24年度本巢市各会計歳入歳出決算及び平成24年度基金の運用状況審査意見。

地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された平成24年度本巢市一般会計、特別会計歳入歳出決算及び同法第241条第5項の規定により審査に付された平成24年度の基金の運用状況について審査しましたので、その結果について次のとおり意見を提出します。

#### 1. 審査の概要。

1. 審査の対象。平成24年度本巢市一般会計歳入歳出決算。平成24年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算ほか4件の特別会計歳入歳出決算及び基金の運用状況で、附属書類は平成24年度本巢市各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書であります。

2. 審査期間。平成25年7月1日から8月2日までで、実地の審査を含め、実施日7日間であります。

3. 審査の手続。審査に付された各会計歳入歳出決算及び基金の運用状況に加え、附属書類について関係法令に準拠して作成されているかどうかを確かめるため、これらの計数の適正性を検証するため、関係帳簿、その他証拠書類との照合など、通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認めたとその他の審査手続を実施しました。

4. 実地の審査。平成24年度に改築された本巣保育園、糸貫西幼稚園及び子どもセンターの合計3カ所を実地審査しました。

## 2. 審査の結果。

審査に付された各会計歳入歳出決算書及び附属明細書は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は、関係帳簿その他証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。また、予算の執行及び関連する事務は適正に行われているものと認められました。また、基金の運用状況を示す書類の計数は、関係帳簿等と照合した結果、誤りのないものと認められ、運用状況も妥当であると認められました。

なお、審査結果の詳細につきましては、提出しました審査意見書に記述したとおりであります。決算の状況及び意見を簡潔に述べます。

当年度の一般会計歳入歳出決算の状況を見ると、歳入161億8,030万4,000円、歳出153億3,598万7,000円で、前年度に比べ歳入は7億855万5,000円、歳出は9億2,442万円それぞれ増加しており、形式収支は8億4,431万7,000円、実質収支は6億4,048万2,000円の黒字であります。単年度収支は3億420万3,000円の赤字となっています。

市税は5,847万6,000円減少し、市債は7億2,121万8,000円、地方交付税は3億7,215万4,000円増加しています。また、学校教育施設等整備基金や情報基盤整備基金などの基金に3億6,529万5,000円が積み立てられています。

一般会計から特別会計への繰出額は12億6,466万7,000円で、前年度に比べ1億2,391万2,000円増加しています。

一般会計に特別会計を合わせた総計決算額は、歳入223億8,636万3,000円、歳出210億6,001万1,000円で、形式収支は13億2,635万2,000円、実質収支は11億2,251万7,000円の黒字ですが、単年度収支は3億6,686万9,000円の赤字となっています。

普通会計によって財政構造を見ると、経常収支比率については、地方交付税及び臨時財政対策債が増加したことなどにより、当年度は73.7%で、前年度に比べ2.3ポイント低下しており、やや弾力化しています。また、財政力指数は0.684で、前年度よりわずかに低下しています。ちなみに、歳入構造を見ると、自主財源の割合が44.1%で、前年度より2.2ポイント低下しています。

市税、国民健康保険税、学校給食費及び使用料などの滞納分については徴収に努力され、一定の成果は見受けられますが、当年度滞納分が前年度に比べ増加しているものもあります。また、不納欠損額を見ると、市税は1,645万1,000円で、前年度に比べ293万4,000円増加し、国民健康保険税は374万6,000円で、前年度に比べ125万8,000円減少はしているものの多額な状況となっています。

これは、市民の公平感を阻害し、行政に対する信頼感を損ねかねないため、収納体制については

関係部署が連携し、全庁的な取り組みを行い、収入未済額の縮減、収納率の向上及び受益者負担の適正化に一層努められ、効率化、効果的な行財政運営の進展を望むものであります。また、不納欠損処分に至っては、徹底した調査の上、厳正に対処していただきたい。

一方、歳出構造を見ると、前年度に比べ経常的経費の割合が0.9ポイント低下し28.5%、投資的経費の割合は4.4ポイント上昇し21.1%となっています。投資的経費については、当年度は防災対策、景気雇用対策、保育園改築事業が実施されたことにより割合が上昇したものであります。

今後も、引き続き経常的経費の縮減を図り、財政が硬直化しないよう弾力性のある財政の維持に努める必要があります。

市債の当年度発行額は、一般会計で19億4,497万8,000円、特別会計で7,620万円であり、前年度に比べ5億7,041万8,000円増加している。市債の発行に当たっては、将来にわたって財政の健全化の確保に十分な配慮を望むところであります。

また、不用額については、前年度に比べ一般会計、特別会計とも総額で減少となっており、適正に事業が執行されていると認められますが、一部事業において請負による多額の不用額が発生している事例が見受けられるため、予算積算方法等の見直しや補正予算の減額など適正な処理を求めます。

今後も、引き続き事業の内容と実態を的確に把握するとともに、必要性や効果を十分に検証し、限られた財源の中で効果的、効率的に運用されるよう努めていただきたい。

以上に加え、今後、引き続き予定されている地域主権改革の推進による基礎自治体への権限移譲や、義務づけ、枠づけの見直し、地方税財源の拡充確保など地方行財政の運用や見通しは極めて不透明な状況にあります。また、経済はようやく回復の兆しを見せ始めてはいますが、本市を取り巻く財政状態は依然として厳しい状態が続くものと思われ、引き続き経費の縮減に努めていく必要があります。

最後に、事務執行に当たっては、職員一人一人が常にコスト意識を持って、効率的、効果的な事務執行に心がけ、引き続き健全な財政運営がなされるよう努力していただきたい。

また、常日ごろから複雑かつ多様化する市民ニーズを的確に把握され、よりきめ細かな行政サービスが提供できるよう、最少の経費で最大の効果が上がる「元気で笑顔あふれる本巢市づくり」が進められるよう期待するものであります。

平成25年8月19日、本巢市代表監査委員 三田村晃司。

続きまして、平成24年度本巢市水道事業会計決算意見。

地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された平成24年度本巢市水道事業会計の決算について審査しましたので、その結果について次のとおり意見を提出します。

#### 第1．審査の概要。

- 1．審査の対象。平成24年度本巢市水道事業会計決算。
- 2．審査の期日。平成25年5月28日。
- 3．審査の手続。審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書について関

係法令に準拠して作成され、当事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、総勘定元帳その他の関係帳票及び関係証書類との照合等通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認めたその他の手続を実施しました。

なお、審査に当たっては、当事業が経済性を発揮し、合理的かつ効果的に運営されたかどうかを検証するため、事業の経営分析を行いました。

4. 実地の審査。上保地内の糸貫上水道配水ブロック流量計設置工事を実地審査しました。

## 第2. 審査の結果。

審査に付された水道事業会計関係書類は、関係法令に準拠して作成されており、当年度事業の当年度末現在の営業成績及び財政状態が適正に表示されているものと認められました。

事業の概要については、当年度から本巢・文殊簡易水道事業が上水道事業へ統合されたことにより、事業実績としては前年度に比べ給水区域内人口が6,397人、24.7%、給水人口は6,302人、26.2%、給水戸数は2,096戸、30.4%、普及率は1.2%とそれぞれ増加しています。また、年間配水量は110万3,612立方メートル、38.4%、年間有収水量は77万4,756立方メートル、32.7%とそれぞれ増加していますが、年間有収率は4.1%減少しています。当年度における建設改良拡張工事の状況は、危機管理対策として、真正第一浄水場の遠隔監視システムの整備や、地震対策として真正・糸貫上水道施設のブロック流量計の整備のほか、配水管拡張工事1,485.95メートル、配水管改良工事4,607.3メートルを施工し、これらの工事費の総額は2億3,714万6,000円となっています。

なお、審査結果の詳細につきましては、提出しました審査意見書に記述したとおりであります。次のとおり決算の状況及び意見を述べます。

当年度の決算については、総収益が3億9,054万8,000円で、本巢・文殊簡易水道の統合により給水人口が増加し、給水収益が増額となったため、前年度に比べ1億335万7,000円増加しました。また、総費用は3億8,150万3,000円で、給水収益の増額に対応して、原水及び浄水費、配水及び給水費などが増額となったため、前年度に比べ1億25万5,000円増加しています。結果として、当年度純利益は904万5,000円で、前年度に比べ310万2,000円、52.5%の増加となっています。

当年度の予算執行状況について、収益的、投資的別に述べます。

### (1) 収益的収入及び支出。

収益的収入合計は4億825万4,000円で、予算額に対し2,674万6,000円の減、収入率は93.9%となっています。減の主なものとしては、営業収益のうち、給水収益が当初見込んでいた収納率より下回ったことによるものと、受託工事収益の配水管布設工事、道路改良関係工事、下水道関係工事に伴う収益の減及び消火栓維持管理修繕負担金の減によるものが主なものであります。

なお、予算額中、職員の人事異動に伴い人件費が不足となったこと等により、他会計補助金100万円の増額補正がなされています。

収益的支出合計は3億8,841万1,000円で、執行率は89.3%、3,672万9,000円の不用額が生じています。不用額の主なものは、道路改良、公共下水道に伴う配水管布設工事等の受託工事費、固定資産の減価償却費、資産消耗費であります。また、道路改良工事に伴う配水管布設工事において、ガ

業者との調整に時間を要したことにより年度内に完成ができなかったため、986万円が繰り越されています。

なお、予算額中、人事異動に伴う人件費の変動により、総係費78万4,000円と予備費21万6,000円の増額補正がなされています。

### (2)資本的収入及び支出。

資本的収入合計は2億4,291万6,000円で、予算額に対し8,508万4,000円の減、収入率は74.1%となっています。収入が減となった主なものには、企業債で、これは配水設備改良費の建設改良費が減となり、企業債の発行が減少したことによるものであります。資本的支出合計は3億3,541万6,000円で、執行率71.2%、不用額は1億811万3,000円となっています。不用額の主なものは建設改良費で、配水設備の拡張改良に伴う委託料及び工事費の入札差金が生じたことやブロック流量計整備においてコンパクトな設計となったことにより、当初見込んでいた額より少額の経費で執行できたことによるものであります。また、曾井中島地内の配水管布設工事により2,747万1,000円が平成25年度に繰り越されています。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する9,250万1,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,056万3,000円及び過年度分損益勘定留保資金8,193万8,000円によって補填されています。

### (3)その他の予算事項。

地方公営企業法施行令第17条に規定する予算に係る事項の執行状況ですが、企業債は当年度に建設改良事業により2億560万円が発行されたほか、統合による本巢・文殊簡易水道から1億5,190万円が移行され、当年度末における未償還残高は30億1,693万2,000円となっています。また、議会の議決を経なければ流用することができない経費は給与費であり、人事異動により事務職員の給与費78万4,000円が増額補正され、執行されています。

当年度の財政状態については、前年度に比べ有形固定資産が13億1,596万1,000円増加し、流動資産が169万2,000円減少、資産総額は13億1,428万9,000円、21.4%増加しています。有形固定資産の増加については、本巢・文殊簡易水道が当事業に統合され、資産が移行されたことや、建設改良事業による配水管、送水管の拡張等が主なものであります。

このほか当年度の供給単価は、水1立方メートル当たり101.2円で、前年度に比べ0.4円減少、給水単価は水1立方メートル当たり112.4円で、前年度に比べ5.0円減少しており、供給単価と給水単価の差損は11.2円の赤字で、前年度に比べ4.6円縮小しています。

なお、企業の体力を見る際に参考となる当年度の財務比率は、各指標ともおおむね健全な数値を示しており、詳細につきましてはお手元の審査意見に記述したとおりであります。

### 結び。

以上のとおり、本年度は本巢・文殊簡易水道が水道事業に統合されたことにより、給水収益等前年度に比べ数値が大きく変化したところであります。今後の見通しとしては、少しずつではありますが、給水人口の増加は見込まれるものの、節水意識の高まりによる節水機器の普及等により、当

面は給水収益の増収は期待できず、水道事業の経営環境は厳しい状況が予想されます。今後、既存配水管の維持管理、老朽配水管の更新など多くの投資的経費を必要とすることから、経営面においては、引き続き経費の縮減や事業の効率化、合理化を推進し、長期的な展望に立った資金計画の精査を行うことが重要であります。また、前年度に比べ有収率が3.4ポイント低下しており、原因として漏水が考えられることから、引き続き漏水調査等業務を積極的に行い、有収率の向上に努めていただきたい。

最後に、本事業の使命である安全かつ良質な水の安定供給確保のため、一層の努力を望むものであります。

平成25年8月19日、本巢市代表監査委員 三田村晃司。以上です。

議長（後藤壽太郎君）

ありがとうございました。

それでは、これより決算審査の意見に対する質疑を行います。

なお、事業内容の質疑については、9月5日の本会議で行いますのでよろしくお願いをいたします。

それでは、決算審査の意見に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで決算審査の意見に対する質疑を終わります。

#### 散会の宣告

議長（後藤壽太郎君）

以上で、本日の日程は全て終了をしました。

8月21日水曜日午前9時から本会議を開きますので、御参集のほどお願いをいたします。

なお、本日はこれにて散会をいたしますが、全員協議会が多分10分か15分、この後あります。どうしましょう。このまま続けてやっていますか。

〔発言する者あり〕

それでは、引き続き全員協議会を協議会室で行いますので、そちらのほうへよろしくお願いをいたします。

午後0時23分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

